

[条例施行規則第64条関係 (500トン以上1,000トン未満排出事業者用)]  
(様式第34号) (第64条関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2025年6月23日

(宛先) 長野市長 萩原 健司

提出者

住所 長野県千曲市大字戸倉1465-1

氏名 寿高原食品株式会社

代表取締役社長 水井 寿彦

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 026-275-0032

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 第79条第2項 の規定により、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	寿高原食品株式会社 豊野工場
事業場の所在地	長野県長野市豊野町浅野1899-1
事業の種類	食品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	690.00t	全処理委託量	690.00t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	375.00t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	300.00t

※事務処理欄

(日本産業規格 A列4番)

## 産業廃棄物処理計画実施状況（産業廃棄物の実績の量）

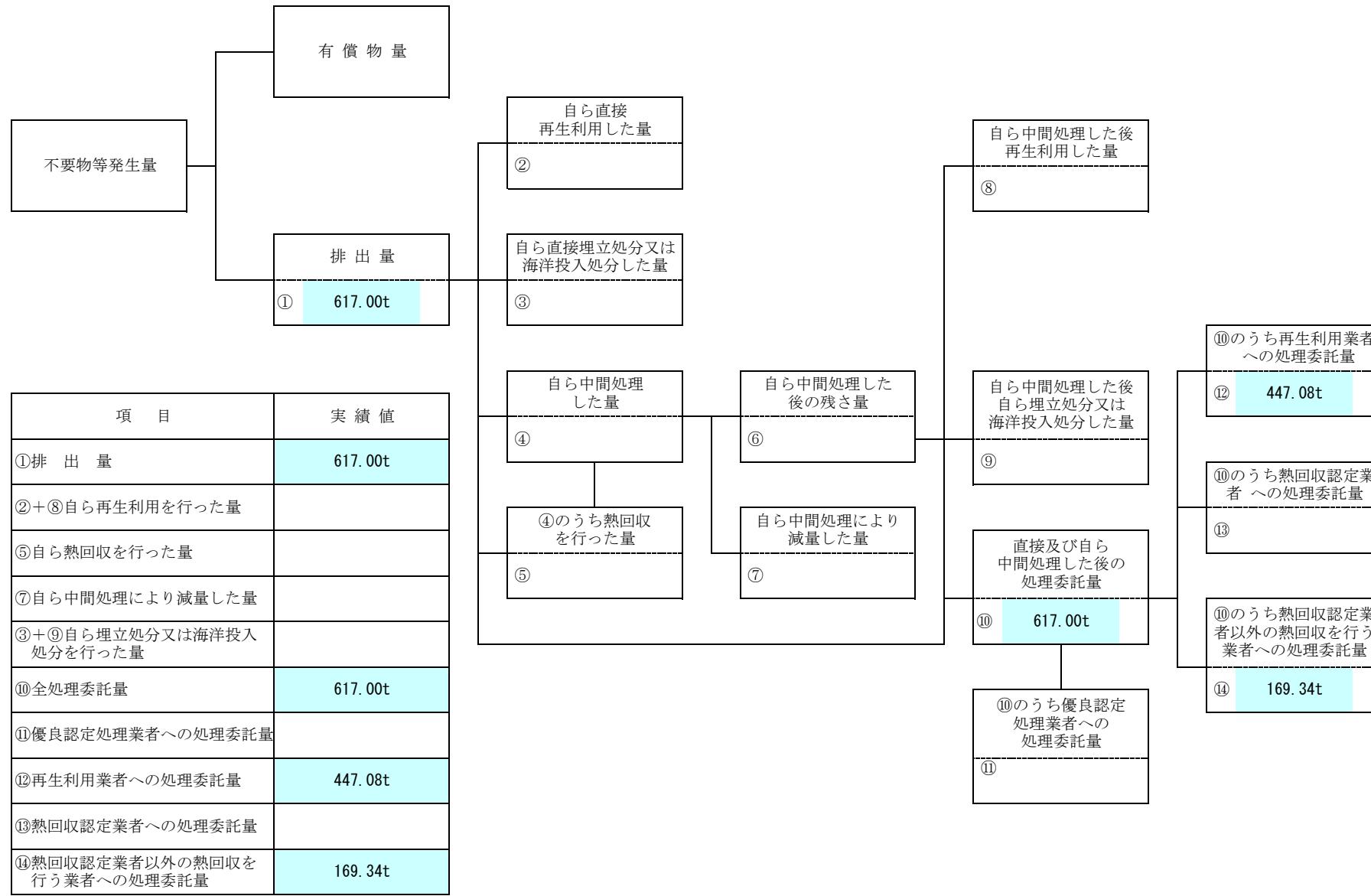
		目標値	産業廃棄物の種類（実績値）										合計	
			動植物性残さ	汚泥(上・下水、建設、その他)	廃プラスチック(廃タイヤ、発泡	水銀使用製品廃棄物	木くず							
排出量	①	690.00t	617.00t	152.80t	36.05t	0.04t	20.35t							826.24t
自ら直接再生利用した量	②													
自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	③													
自ら中間処理した量	④													
④のうち熱回収を行った量	⑤													
自ら中間処理したのちの残さ量	⑥													
自ら中間処理により減量した量	⑦													
自ら中間処理したのち再生利用した量	⑧													
②+⑧自ら再生利用を行った量														
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑨													
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量														
直接及び自ら中間処理したのちの処理委託量	⑩	690.00t	617.00t	152.80t	36.05t	0.04t	20.35t							826.24t
⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑪													
⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑫	375.00t	447.08t	152.80t										599.88t
⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑬													
⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑭	300.00t	169.34t											169.34t

※ 記入に当たっては、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第3面備考の4を参照してください。

## 計 画 の 実 施 状 況

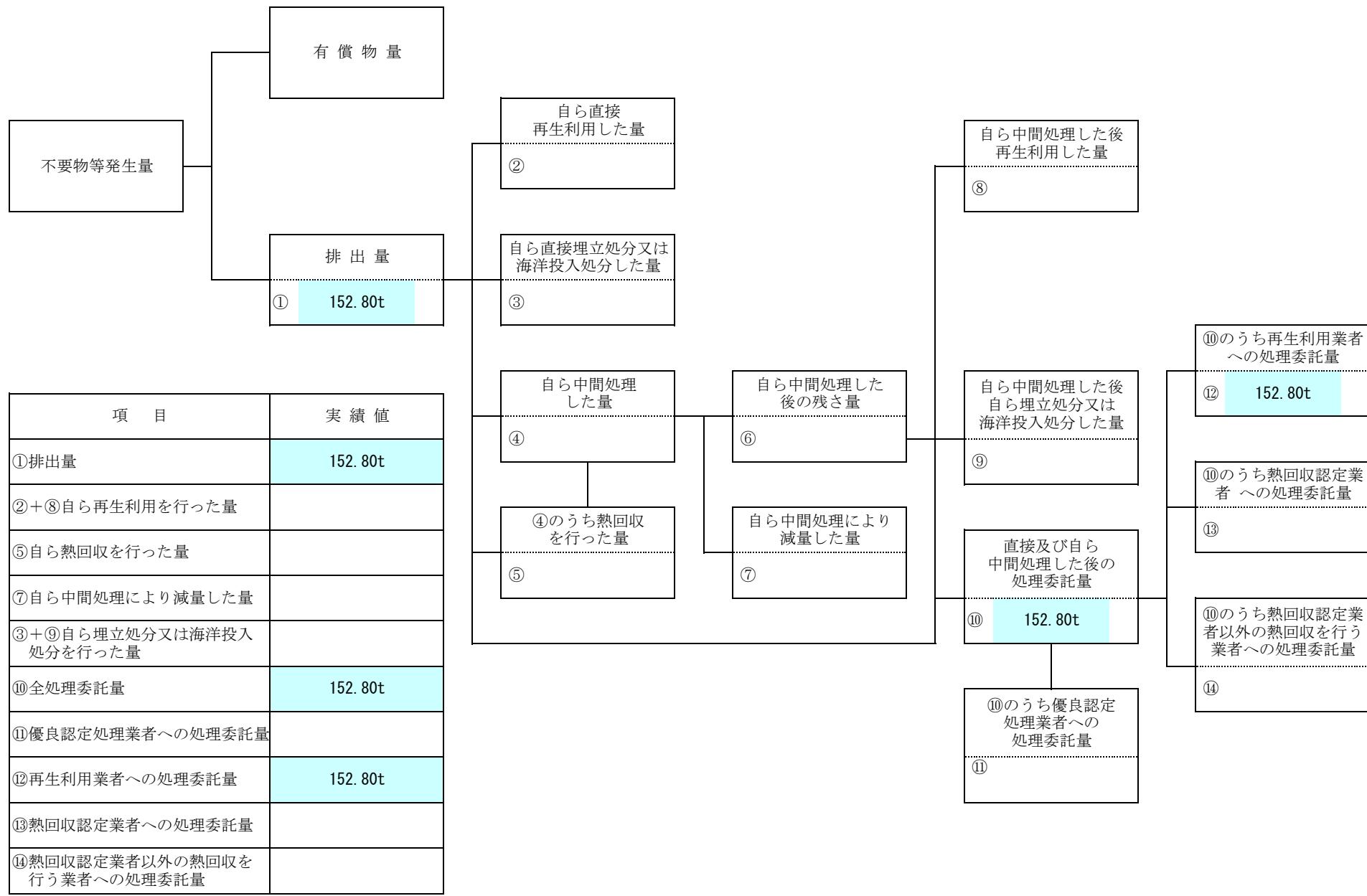
(産業廃棄物の種類:

動植物性残さ



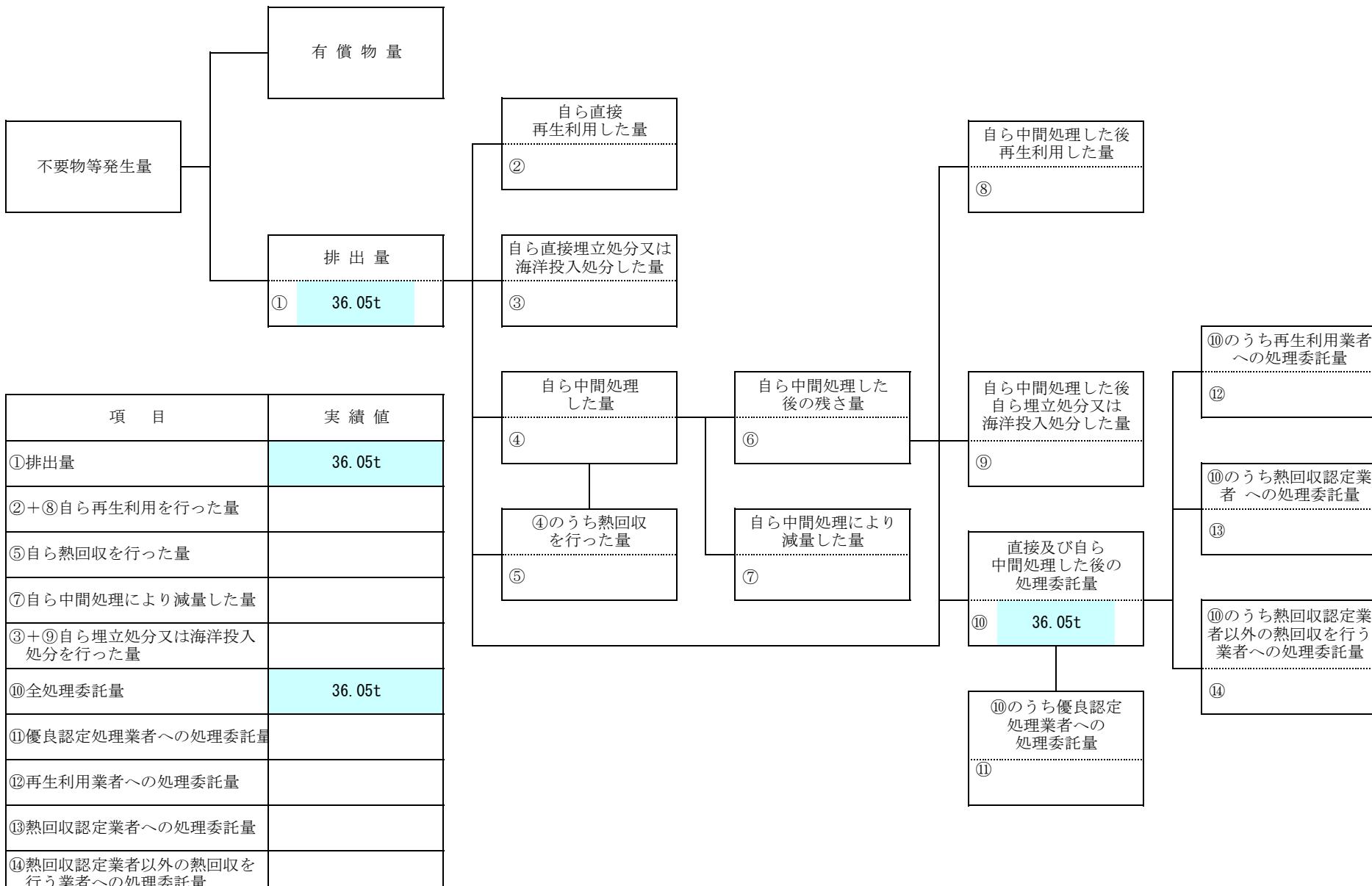
## 計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: 汚泥(上・下水、建設、その他) )



## 計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック(廃タイヤ、発泡スチロール含む) )

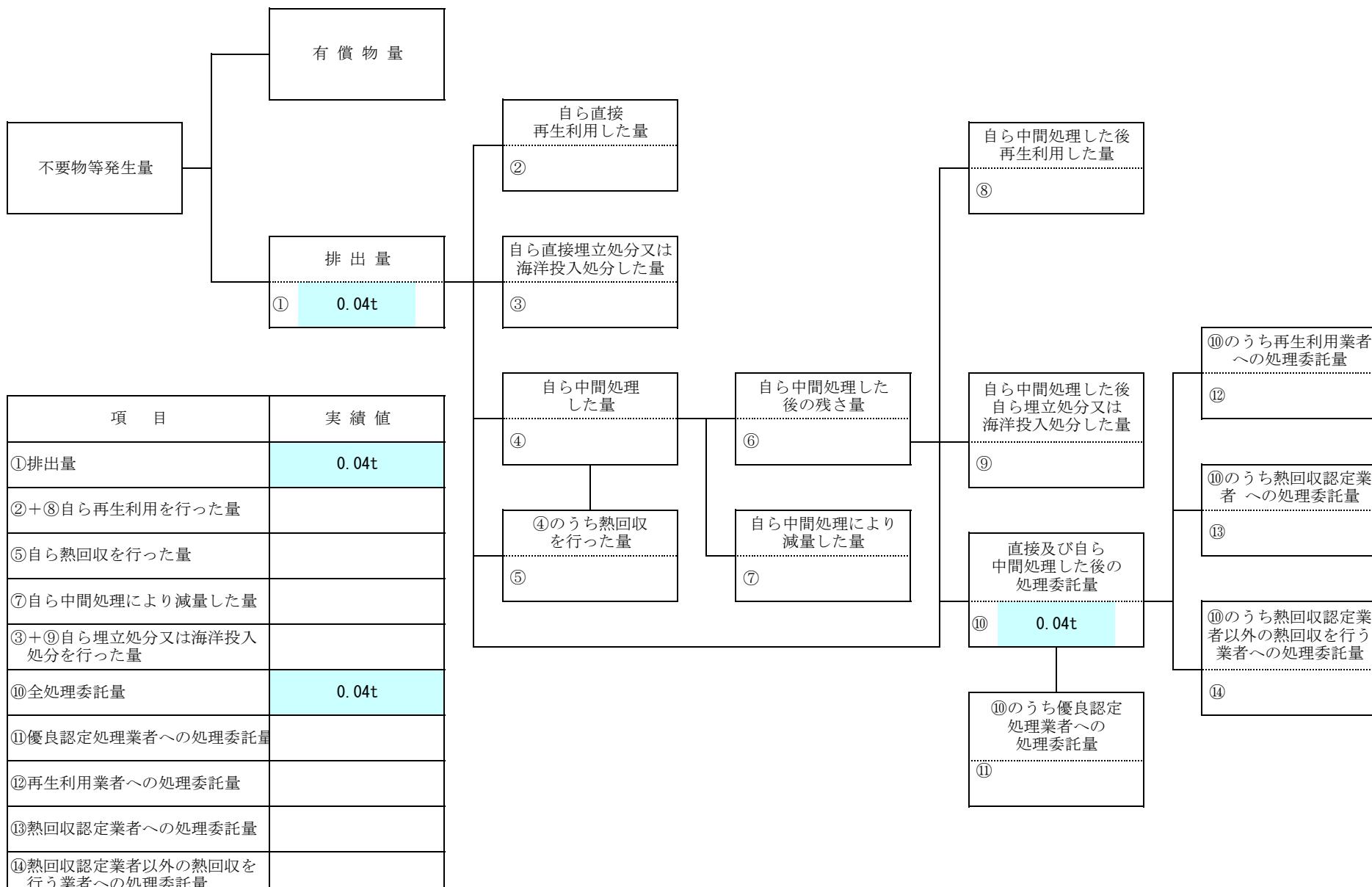


## 計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類:

水銀使用製品廃棄物

)

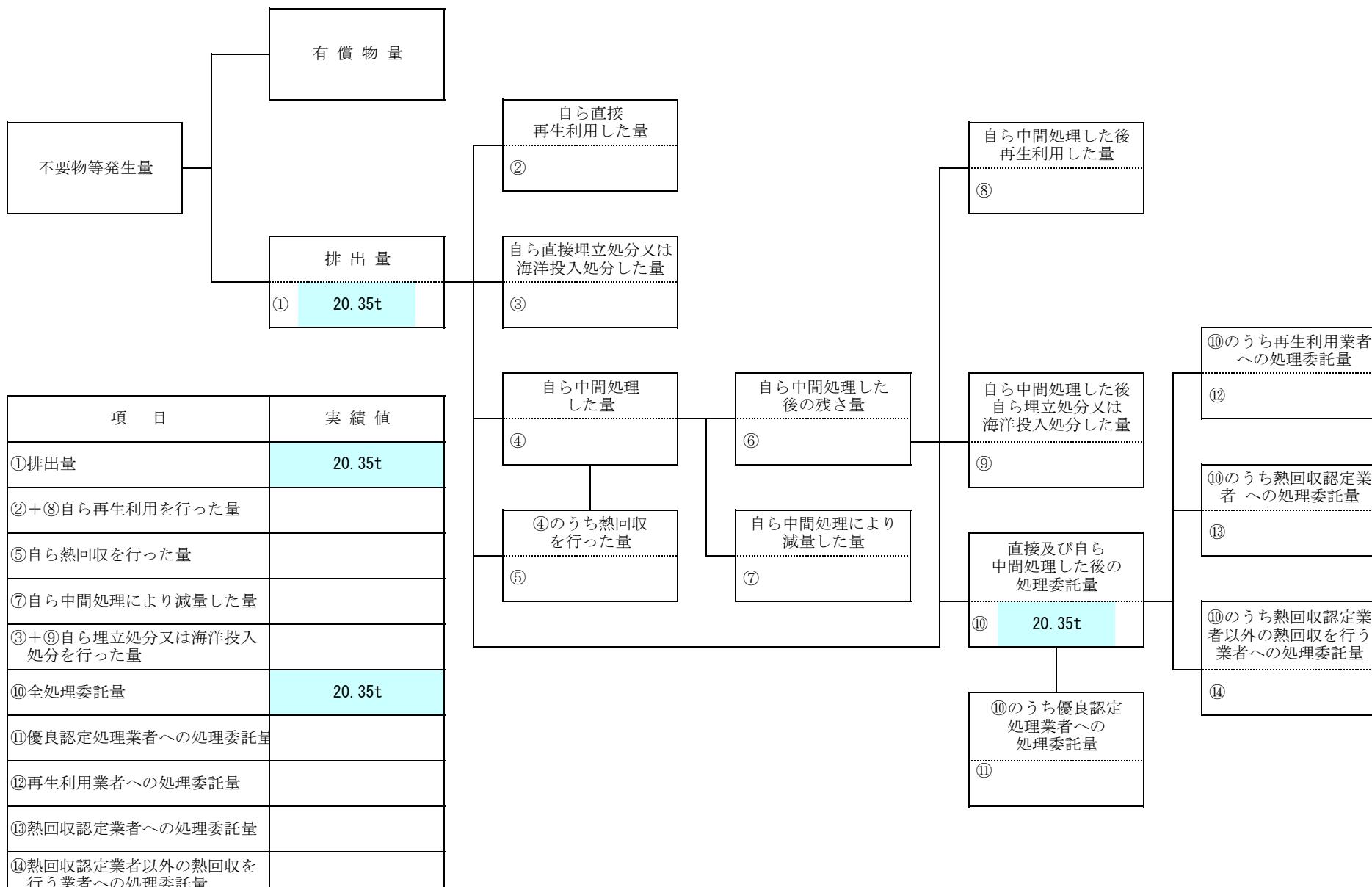


## 計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類:

木くず

)



## 備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が12以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。